

※お申し込み前に必ずお読みください。

耐震診断アドバイザー派遣 お申し込みにあたっての注意事項

1. はじめに

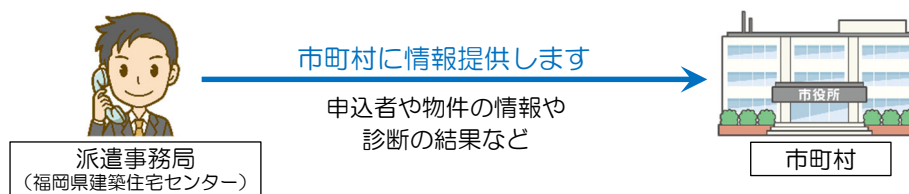
- 当制度は、同一の住宅に対し、原則、1回限りのご利用となります。
- 現地調査では、壁の位置などを確認するため、アドバイザーが住宅の内部（各部屋）に立ち入りますので、その旨ご了承ください。
- 診断結果の報告書は、現地調査後、おおむね1か月後に住宅所有者の住所にご郵送いたします。
※住宅の劣化が著しい場合などは、報告書の作成に時間を要しますので、報告書がお手元に届くまで1か月以上かかる場合があります。
※住宅所有者またはふるさと納税返礼品活用者の住所以外に、報告書をご郵送することはできません。ふるさと納税返礼品活用者は企画情報部（092-781-5169）までお問い合わせください。

2. 申し込みできる方は？

- 申込者は住宅の「住宅所有者又はふるさと納税返礼品活用者」に限ります。
※申込書の「1. 申込者」、「2. 住宅所有者・同意者」の氏名欄は、自署（本人による署名）の場合は押印不要です。諸事情によりやむを得ず、本人以外が代筆する場合、押印が必要となります。
※賃貸住宅の場合、賃借人の方はお申込みできませんので、所有者（大家）にお申込みをご依頼ください。
- 耐震診断の結果が「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」という判定となった場合、以下の①および②について同意できる方に限ります。

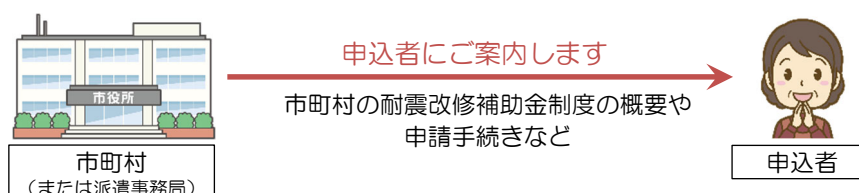
①派遣事務局から市町村に対し、以下の情報を提供すること

- ・受付日 及び 現地調査日
- ・住宅所有者の情報 … 氏名、住所、電話番号、携帯番号、FAX 番号
- ・調査物件の情報 … 物件の所在地、建築年、階数、延べ面積
- ・耐震診断の結果



②市町村の「耐震改修補助金制度等」に関する案内を受けること

- ・後日、市町村（または派遣事務局）から申込者に対し、市町村の耐震改修補助金制度の概要、必要な申請手続きなどに関する情報をご案内いたします。



3. 対象となる住宅は？

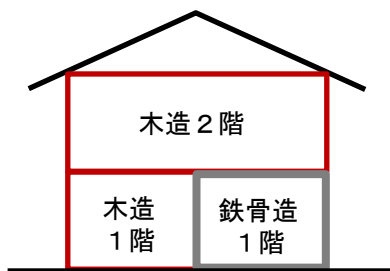
○調査対象は、**昭和 56 年 5 月以前に建築された平屋又は 2 階建の木造一戸建て住宅**です。

※外観上一戸建ての住宅でも、現地での調査時に建物が内部で構造上分離していることが判明した場合は、分離した 1 棟のみを調査対象とします。

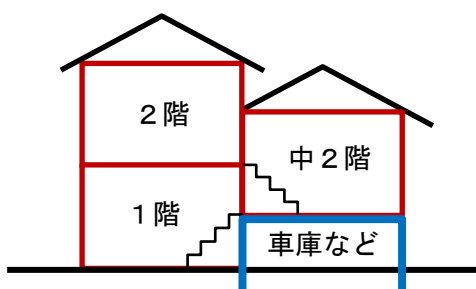
※以下の住宅は、いずれも調査対象となりません。

- ・昭和 56 年 6 月以降に建設された住宅
- ・プレハブ住宅・・・耐震性の有無は、建設した住宅メーカーに直接お問い合わせください
- ・一戸建て以外の住宅（長屋住宅、共同住宅）
- ・店舗付き住宅で、店舗部分の床面積が建物全体の床面積の半分以上であるもの
- ・混構造（木造と木造以外とが併用する構造）の住宅【下図参照】
- ・スキップフロア（中 2 階）のある住宅【下図参照】
- ・昭和 56 年 6 月以降に大きな増築（現況面積の 1/3 を超える面積）をしたもの

（例）混構造の住宅



（例）スキップフロア（中 2 階）のある住宅



4. 申し込み方法

○以下①、②を派遣事務局まで 郵送、FAX又は電子申請 にて送付してください。

①耐震診断アドバイザー派遣申込書 兼 同意書

※記入方法は、別紙「記入例」をご参照ください。

※アドバイザーとの日程調整に時間を要することがありますので、派遣希望時期については、できるだけ幅を持たせて下さい。

②住宅の平面図（白黒コピーで可）、若しくは間取り図（手書きで構いません）

【申し込み先】

生涯あんしん住宅

〒816-0804 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ敷地内

電話 092-582-8061 / FAX 092-582-8162



申込フォーム

※派遣申込書 兼 同意書・間取り用紙は、（一財）福岡県建築住宅センターのホームページからダウンロードできます。ホームページがご覧できない方は、福岡県建築住宅センターまでお電話ください。**※ふるさと納税返礼品を活用する場合は別途お問い合わせください。**

（福岡県建築住宅センター 企画情報部 : 電話 092-781-5169）

5. 申し込みできる耐震診断のメニューと注意点は？

- 「一般診断」と「簡易診断」のいずれかの診断をご利用できます。
- 診断費用は、現地調査当日に、直接、アドバイザーにお渡しください。

一般診断（費用 6,000 円）

※ふるさと納税返礼品を活用する場合は、現地での費用の徴収は行いません。

- アドバイザーが、床下・小屋裏に進入して調査し、目視で壁の仕様等を確認した上で耐震性の診断を行います。
- ご希望の方には、「耐震改修計画書(案)」と「工事概算見積書」を作成することができます。

重要「耐震改修計画書(案)」と「工事概算見積書」について

- ・本制度の「耐震改修計画書(案)」と「工事概算見積書」は、今後、耐震改修工事の実施についてご検討いただくための参考資料（目安）として作成するものです。
- ・耐震改修工事は工事を行う施工業者によって、改修方法や工期、使用する材料などが異なります。そのため、耐震改修工事を実施される際は、工事を依頼する施工業者に、耐震改修計画の作成と工事費の見積をご依頼ください。
- ・実際の工事費は、本制度で作成する「工事概算見積書」よりも高くなる可能性がありますので、その旨どうかご了承ください。

- 診断当日は、必ず申込者の方で床下・天井の点検口を開けた状態にしてください。
※点検口がない場合や開かない場合は、診断ができない場合があります。
- 床下の点検口がない場合は、畳の下から床下に進入しますが、必ず申込者の方で畳上げと下地板を外した状態にしてください。
※畳上げなどは住宅を傷つける可能性がありますので、アドバイザーではできません。

簡易診断（費用 3,000 円）

- 床下・小屋裏に進入せず、通常見える範囲で現地調査し、ご提供いただく図面（平面図）を参考にして耐震性の診断を行います。
- 図面がない場合や図面と現地が合っていない場合は、実際より耐力が低く計算される可能性があります。

6. 診断結果が悪かったら？

- 報告書に同封しているチラシ『住まいの耐震化を支援します！』をご覧ください、耐震改修工事の実施についてご検討ください。

チラシ『住まいの耐震化を支援します！』には、市町村が実施する耐震改修の補助金や、耐震診断・耐震改修の無料相談窓口などの情報を記載しております。

7. その他

- 申込者の都合により調査をキャンセル又は延期される場合は、調査予定日の2営業日前（休業日：土・日・祝日、12/29～1/3）までにご連絡いただくようお願いいたします。直前のキャンセル・延期につきましては、調査にかかる実費をご請求させていただく場合がありますので予めご了承ください。